

所管部課	地域福祉部 福祉推進課		部長	伊野宮 崇	
件名	東大和市住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱				
	について	区分	1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、「東大和市住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金（1世帯当たり7万円）」を支給するため、必要な事項を定めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>(1) 支給対象者 基準日（令和5年12月1日）において、市の住民基本台帳に記録されている者で、令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯の世帯主とする。（非課税世帯）</p> <p>(2) 支給額 1世帯当たり7万円</p> <p>(3) 支給の方法</p> <p>① 対象世帯に対しては、プッシュ型の支給通知を郵送し、支給口座変更または受給拒否の意向受付期間終了後、指定の口座に振り込む。</p> <p>② 上記の補助的な支給方法として、確認書及び申請書方式による支給を実施する可能性がある。</p> <p>(4) 申請期限 令和6年5月31日（消印有効）</p> <p>(5) 附則 施行日 この要綱の制定起案決裁日。 失効日 この要綱は、令和6年6月30日限り、その効力を失う。</p> <p>2. 影響及び効果 臨時特別給付金の支給事務を適切に進めることができる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和5年11月 2日 国は「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を閣議決定し、低所得世帯（非課税世帯）に対し1世帯当たり7万円を目安に支援する方針を決定</p> <p>令和5年11月29日 上記の方針に基づき、国が「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱」を制定</p> <p>令和5年12月18日 市補正予算可決</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>この要綱に定めるもののほか、事業の実施に当たっては、内閣府等からの住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金に関する通知を参考に進める必要がある。</p> <p>また、国の令和6年度税制改正による定額減税に伴う「家計急変世帯」及び「所得割のみ非課税世帯」に対する支援策の検討状況を考慮し、本給付金の対象世帯を定める必要がある。</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに制定手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。